

# 福井県衣服製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 令和4年4月22日



## I 適用される家内労働者、及び委託者の範囲

福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

## II 最低工賃額 次に掲げる品目及び工程区分に応じ金額欄に掲げる金額

### 1 婦人服製造業

品目	工程	規格	金額
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 22円
	かぎホック付け		1組につき 34円
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 25円
	スナップ付け		1組につき 26円
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 14円
		根巻き以外のもの	1個につき 11円
	×印しつけ止め		1か所につき 7円

### 2 スポーツ服製造業

品目	工程	規格	金額
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 16円
	オープンファスナー 付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 96円
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 13円
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 9円
	ファスナー付け		1枚につき 60円

### 3 下着製造業

品目	工程	規格	金額
スリップ	カットワーク	上下2か所以上カット ワークするもの	1枚につき 25円
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 16円
スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円
ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 10円

#### お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署 武生労働基準監督署 敦賀労働基準監督署 大野労働基準監督署  
☎:0776(54)7722 ☎:0778(23)1440 ☎:0770(22)0745 ☎:0779(66)3838

# 家内労働法を守りましょう！

## 1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないよう、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

### 伝票式家内労働手帳 モデル様式

基本委託条件の通知		年月日																							
家内労働者	氏名 性別 住所	氏名 性別 住所																							
被従事者	氏名 性別 住所	氏名 性別 住所																							
基本的立場原則等、次のとおりで丁寧手帳手帳にて記載されています。 又は、基本的立場原則は記載されません。																									
<table border="1"><tr><td>工賃の支払方法</td><td>イ 家内労働者宅 ニ 基本手当 三 その他</td><td>ロ グルーフィードー宅 一 基本手当 四 その他</td></tr><tr><td colspan="2">工賃の支払日</td><td>オ 基本手当 一 基本手当 二 基本手当 三 その他</td></tr><tr><td colspan="4">賃借料等の日々の生活費等の場合は、 工賃の支払日</td></tr><tr><td colspan="4">物品の返却手続</td></tr><tr><td colspan="4">不払込の取扱いに 關する規定等に關する 事項</td></tr><tr><td colspan="4">備 考</td></tr></table>				工賃の支払方法	イ 家内労働者宅 ニ 基本手当 三 その他	ロ グルーフィードー宅 一 基本手当 四 その他	工賃の支払日		オ 基本手当 一 基本手当 二 基本手当 三 その他	賃借料等の日々の生活費等の場合は、 工賃の支払日				物品の返却手続				不払込の取扱いに 關する規定等に關する 事項				備 考			
工賃の支払方法	イ 家内労働者宅 ニ 基本手当 三 その他	ロ グルーフィードー宅 一 基本手当 四 その他																							
工賃の支払日		オ 基本手当 一 基本手当 二 基本手当 三 その他																							
賃借料等の日々の生活費等の場合は、 工賃の支払日																									
物品の返却手続																									
不払込の取扱いに 關する規定等に關する 事項																									
備 考																									

### 原材料の受渡しの都度（注文伝票）

注文伝票		年月日	
注文者	年月日	受取者	年月日
品名	数量	品名	数量
備考		備考	
工賃支払期日 年月日 手帳「基本的立場の通知」による。 又は、基本的立場原則は記載されません。			
注文者と受取者は各自の責任にて取扱いをして下さい。 1. 基本的立場原則で規定する事項を遵守して、注文者と受取者は取扱いを認めたうえで取扱いを行なうことを、 又は、取扱いの範囲で取扱いの範囲の外の取扱いを行なうことを認めたうえで取扱いを行なうことを。 2. 取扱いは、取扱いの範囲で、確実、確実の取扱いの範囲で取扱いを行なうことを認めたうえで取扱いを行なうことを。 3. 基本的立場原則で規定する事項を遵守して、取扱いを行なうことを認めたうえで取扱いを行なうことを。			

### 物品の受渡しの都度（受入伝票）

受入伝票		年月日	
受取者	年月日	送付者	年月日
品名	数量	品名	数量
備考		備考	
注文者と受取者は各自の責任にて取扱いをして下さい。 1. 基本的立場原則で規定する事項を遵守して、注文者と受取者は取扱いを認めたうえで取扱いを行なうことを、 又は、取扱いの範囲で取扱いの範囲の外の取扱いを行なうことを認めたうえで取扱いを行なうことを。 2. 取扱いは、取扱いの範囲で、確実、確実の取扱いの範囲で取扱いを行なうことを認めたうえで取扱いを行なうことを。 3. 基本的立場原則で規定する事項を遵守して、取扱いを行なうことを認めたうえで取扱いを行なうことを。			

(注)「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

## 2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払いましょう

- 工賃は、原則として、現金でその全額を支払わなければなりません。  
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。  
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません。

毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

## 3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「福井県衣服製造業最低工賃」(表面に記載)と「福井県眼鏡製造業最低工賃」が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

## 4 労働基準監督署に届出ましよう

### 委託状況届

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

①委託者になったとき ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

### 家内労働死傷病届

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、負傷したり、病気にかかって4日以上休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。